

■ユーイック総合システム 機関業務の概要

法 規	機 関 業 務	対象建築物等	担 当 事 業 部		業 務 範 囲	業 務 区 域
建築基準法	性能評価（指定性能評価機関）	建築物 工作物	性能評価・試験事業部	TEL 03-3504-2461	超高層建築物等の構造方法、耐火建築物の主要構造部の耐火及び避難・安全、建築材料の品質	日本全域
	確認検査（指定確認検査機関）	建築物 工作物 建築設備	確認検査事業部	TEL 03-3504-2386	●次に掲げる建築物等の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定①一の建築物の延べ面積が2,000㎡を超える木造建築物②木造建築物以外の建築物（①又は②に掲げる建築物と同一敷地内（法第86条に基づく一団地内の敷地を含む。）にある木造建築物は含む）③建築設備及び工作物	日本全域
	構造計算適合性判定（指定構造計算適合性判定機関）	建築物	構造適合性判定事業部	TEL 03-3504-2390	高さ60m以下の建築物で ●S造（4階以上等） ●RC造・SRC造（高さ20m超等）等	東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、福島県、岡山県、新潟県、長野県、山梨県、富山県、石川県
耐震改修促進法	耐震診断評定・耐震改修計画評定	既存建築物	性能評価・試験事業部	TEL 03-3504-2461	木造を除く建築物	日本全域
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能適合性判定（登録省エネ判定機関）	新築・既存 非住宅	省エネ判定事業部	TEL 03-3504-2380	原則全ての建築物	日本全域
	認定に係る技術的審査・省エネ性能表示（BELS）評価（登録省エネ判定機関）（登録住宅性能評価機関）	新築・既存 非住宅 新築・既存 住宅	省エネ判定事業部 住宅評価事業部	TEL 03-3504-2380 TEL 03-3504-2385	既存を含む全ての非住宅建築物 木造を除く階数2階以上、延床面積300㎡以上の新築等の住宅	
	認定基準への適合に係る技術的審査（登録省エネ判定機関）（登録住宅性能評価機関）	新築 住宅 新築 非住宅	住宅評価事業部 省エネ判定事業部	TEL 03-3504-2385 TEL 03-3504-2380	木造を除く階数2階以上、延床面積300㎡以上の新築等の住宅 全ての非住宅建築物	日本全域
都市低炭素化促進法	認定基準への適合に係る技術的審査（登録省エネ判定機関）（登録住宅性能評価機関）	新築 住宅 新築 非住宅	住宅評価事業部 省エネ判定事業部	TEL 03-3504-2385 TEL 03-3504-2380	木造を除く階数2階以上、延床面積300㎡以上の新築等の住宅 全ての非住宅建築物	日本全域
住宅瑕疵担保履行法	（株）日本住宅保証検査機構（JIO）・（株）ハウスシーメン・（株）住宅あんしん保証	新築住宅 既存住宅	住宅評価事業部	TEL 03-3504-2385	木造を除く住宅に係る①保険募集業務 ②現場検査業務	日本全域
住宅品確法	試験（登録試験機関）	新築・既存 住宅	性能評価・試験事業部	TEL 03-3504-2461	木造を除く住宅	日本全域
	住宅性能評価（登録住宅性能評価機関）		住宅評価事業部	TEL 03-3504-2385	木造を除く階数2階以上、延べ面積200㎡以上の共同住宅等及び長屋（木造は2,000㎡を超える建築物） 木造を除く階数2階以上、延べ面積200㎡以上の共同住宅等及び長屋（木造は2,000㎡を超える建築物）	
（独）住宅金融支援機構法	フラット35適合証明検査（適合証明検査機関）	新築住宅			木造を除く新築住宅及び既存住宅の増改築	
長期優良住宅普及促進法	認定基準への適合に係る技術的審査（登録住宅性能評価機関）	新築住宅・既存住宅（増改等）				

■ユーイック総合システム 機関業務フロー図 ■一般建築物等法規定 ■住宅・非住宅建築物法規定 ■住宅建築物法規定

